

農林水産業経営継続支援金のお知らせ

(新冠町新型コロナウイルス感染症対策事業)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産事業者が、来季の経営を希望を持って取り組み、事業の継続が図られるよう、以下の支援金を交付することとしております。申請期限が迫っておりますのでご留意願います。

◆支援金額 1事業所につき 200,000円

◆申請期限 令和3年3月15日(月)まで

◆支給対象者

町内に主たる事務所・事業所・農地等を有し、今後も事業を継続する意向のある“農林水産事業者”で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月1日から12月31日までの1年間の事業収入が前年比で20%以上減少した以下の事業者

- ①町内に本店所在地を登記する法人
- ②町内に住所を有する個人

◆対象とならない者

上記の支給対象者に該当しても、以下の場合は給付対象としません。

- ①令和2年1月1日以降の新規開業事業者
- ②国の持続化給付金の対象となった事業者
- ③新冠町新型コロナウイルス感染症経営持続支援事業支援金の対象となった事業者（先行して実施している商工業者向けの支援金です。）
- ④前年の事業収入が100万円未満の事業者
- ⑤本支援金の目的に照らして適当でないと町長が判断する事業者

◆申請に必要なもの

- ①支援金交付申請書（裏面に申請書例を記載。産業課窓口にて用意しています。）
- ②令和元年（2019年）分の確定申告書・事業決算書
- ③令和2年（2020年）分の確定申告書・事業決算書
※個人事業主の方は、申告済みの確定申告書、事業決算書をお持ち下さい。
※法人であって決算期が各年を跨ぐ場合、それぞれの年間事業収入が判断できる確定申告書・事業決算書に加え、「法人事業概況説明書」をお持ち下さい。
- ④本人確認資料（運転免許書等）及び印鑑
- ⑤振込希望口座の通帳の写し（申請者本人口座・申請法人口座）

◆申請及びお問い合わせ先

新冠郡新冠町字北星町3番地の2
新冠町役場産業課産業グループ農産係（TEL 0146-47-2183）

参考

新冠町農林水産業経営継続支援金交付申請書

令和 3年 月 日

新冠町長様

住所（所在地）

本様式が申請書となります。
産業課窓口でございますので、関係書類が揃いましたら、申請時にその場でご記入顶きます。

申請者 氏名（事業者名及び代表者名）

印

TEL

下記の事項に該当・同意するため、新冠町農林水産業経営継続支援金（新型コロナウイルス感染症対策）交付規則第5条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

記

1. 申請額 金 200,000円

2. 該当・同意事項

①交付規則に定める交付対象者に該当する。

※町内の農林水産事業者で、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの事業収入が前年比20%以上減少した事業者

※国の持続化給付金又は新冠町新型コロナウイルス感染症経営持続支援事業支援金の対象とならない事業者

※前年の事業収入が100万円以上の事業者

②交付要件に該当するかを審査するため、新冠町が必要な税情報等、必要な資料を他の行政機関、産業団体（農協・漁組等）等に求めることに同意する。

③新冠町が求める関係資料を提出することに同意する。

④虚偽の申請をした場合には、支援金を返還することに同意する。

3. 添付書類

①令和元年（2019年）分の確定申告書及び事業決算書の写し

②令和2年（2020年）分の確定申告書及び事業決算書の写し

③振込希望口座の通帳の写し

④その他町長が求める書類